

# 新たな観光振興基本計画の策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

県では、県民が観光への理解を深め、関係事業者が連携し、地域が一体となって創意工夫を尽くし、本県の魅力を高めることが必要との認識のもと、県民一人ひとりが「観光立県長崎」の担い手として、総力を結集して観光の振興を促進するため、平成18年（2006年）10月に「長崎県観光振興条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「長崎県観光振興基本計画」を策定し、観光振興の取組を進めています。

現計画の計画期間が令和7年度末（2025年度末）で終了することに伴い、今回、新たな観光振興基本計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ（役割）

この計画は、「長崎県総合計画」を上位計画とし、条例に定められた本県観光振興の4つの基本理念、9つの施策の基本方針に則って策定したものです。本県観光が目指すべき将来の姿とその実現に向けた方向性を、県や市町、県民等と共有するための共通指針の役割を持ちます。

### 【基本理念】（条例第3条）

- ① 県民等、市町及び県が「観光立県長崎」の担い手として協働して、まちの魅力づくりに取り組み、及び交流を促進するよう行われるものであること。
- ② 観光資源の保全と県民の生活との調和に配慮しつつ、歴史、文化、自然、景観、食その他の観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること。
- ③ 交流の歴史や地理的な優位性を活かし、海外との交流を促進するよう行われるものであること。
- ④ 本県を訪れるすべての人々が、安心して快適に観光を楽しめるよう行われるものであること。

### 【施策の基本方針】（条例第9条）

- ① 県民等、市町及び県が協働して行う観光の振興に関する取組を促進すること。
- ② 地域の歴史、文化、自然、景観、食等を活用したまちの魅力づくりを促進すること。
- ③ 観光の振興を担う人材の育成を促進すること。
- ④ 情報通信技術の活用等により本県の観光の魅力等の情報発信を促進すること。
- ⑤ 国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること。
- ⑥ 高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光を楽しめる環境づくりを促進すること。
- ⑦ 観光関係施設の充実、観光客へのサービスの向上その他の観光の基盤の整備を促進すること。
- ⑧ 観光に関する情報の収集及び統計の充実並びに観光動向の調査及びその分析を促進すること。
- ⑨ 県内外において広域的に連携した観光の振興に関する取組を促進すること。

### 3. 計画期間

#### 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)(5年間)

この計画には、概ね5年間で取り組むべき施策の方向性を掲げることとし、その推進期間は令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間に設定します。

### 4. 推進体制

観光振興は、県、市町のほか、県民、観光関係事業者、観光振興団体がそれぞれ役割を担い、連携して取り組む必要があります。

この計画の推進に当たっても、各主体が一体となって本県の観光振興を目指していきます。

#### 各主体の役割(条例第4条～第8条より)

##### 【県の責務】

- ・観光振興の基本方針を定めて、総合的・計画的な施策を策定し、実施する。
- ・市町や県民等が連携して取組を進められるよう、総合調整や支援を行う。

##### 【市町の役割】

- ・観光振興施策を講じるとともに、県の施策と連携を図るよう努める。

##### 【県民の役割】

- ・観光への理解を深め、観光振興に関する取組に参画するよう努める。
- ・観光客を温かく迎えるよう努める。

##### 【観光関係事業者の役割】

- ・事業活動を通じて観光客へのサービス向上に努め、相互に連携して観光振興の取組を進めるよう努める。
- ・県、市町が実施する観光施策と連携を図るよう努める。

##### 【観光振興団体の役割】

- ・観光情報の発信や観光客の誘致、おもてなしの向上、観光関係事業者間の連携の推進などの取組を進めるよう努める。
- ・県、市町が実施する観光施策と連携を図るよう努める。

## 5. 進捗管理

本計画の進捗状況や目標達成度については、毎年度、「長崎県観光審議会」に報告することにより、各施策の改善や新たな施策の必要性等を評価・検討しながら実効性を高めます。

また、官民一体となって本計画の取組を推進するため、各市町、観光協会等との情報共有の場を設置します。

## 6. SDGs (持続可能な開発目標) への対応について

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年 (2015年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年 (2016年) から令和12年 (2030年) までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

本県においても、このSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしています。



### 【本計画とSDGsの目標の関連性について】

本計画は、「8.働きがいも経済成長も」の目標実現に直接的に関連するとともに、次のような目標にも関係しています。

観光振興の基本施策	SDGsの目標との関連性								
	4	8	9	10	11	12	14	15	17
1. 国内外から選ばれるこだわりの旅の創出	○	○			○	○	○	○	○
2. ターゲットにささる戦略的プロモーションの展開	○	○	○						○
3. 長期滞在につながる広域周遊の推進		○	○						○
4. 稼げる観光につなげる産業基盤の強化		○	○						
5. 持続可能な観光を推進していく体制の確立	○	○		○	○				○